

## 【構造設備等基準】

### ○ 営業施設の設置場所等の基準（法3条2項及び3項）

- 1 営業許可申請施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、許可を与えないことができる。
- 2 許可申請施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき、営業許可を与えないことができる。
  - ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）  
例：幼稚園，小・中・高等学校，特別支援学校，高等専門学校
  - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設  
例：助産施設，母子寮，保育所，乳児院，養護施設，知的障害児施設，救護院
  - ・ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設及び同法第20条に規定する公民館
  - ・ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設
  - ・ 国又は地方公共団体が設置した青年の家，児童文化センターその他の青少年のための教育施設
  - ・ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園
  - ・ その他上記各施設に類する施設として知事が指定したもの（現在，指定例はありません。）
- 3 申請者が次に該当するときは、許可を与えないことができる。
  - ・ 旅館業法又は旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - ・ 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され，取消の日から起算して3年を経過していない者
  - ・ 法人であって，その業務を行う役員のうち上記に該当する者があるもの

○ 構造設備基準（法3条2項、政令1条及び2条、省令5条、条例2条及び3条）

類別	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室	<p>◇ 客室数は10室以上であること。  <small>（施行令1条1項1号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 洋式の構造設備による客室（洋室）の数が、総客室数の2分の1以上であること。  <small>（条例2条1項1号）</small></p> <p>[洋室の要件] <small>（施行令1条1項2号）</small></p> <p>◇ 客室の床面積は、9㎡以上であること。  <small>（13㎡以上が望ましい。（衛生等管理要領））</small></p> <p><input type="checkbox"/> 寝具は、洋式のものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 出入口及び窓は施錠できるものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等の境は壁造りであること。</p> <p>[和室]</p> <p>◇ 和室の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7㎡以上であること。  <small>（施行令1条1項3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。  <small>（条例6条3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。  <small>（衛生等管理要領）</small></p>	<p>◇ 客室数は5室以上であること。  <small>（施行令1条2項1号）</small></p> <p>[洋室の要件] <small>（施行令1条2項3号）</small></p> <p>◇ 客室の床面積は、9㎡以上であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 寝具は、洋式のものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 出入口及び窓は施錠できるものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等の境は壁造りであること。</p> <p>[和室]</p> <p>◇ 和室の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7㎡以上であること。  <small>（施行令1条2項2号）</small></p> <p><small>（9㎡以上が望ましい。（衛生等管理要領））</small></p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。  <small>（条例6条3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室の出入り口は廊下に面していること。  <small>（条例2条2項1号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。  <small>（衛生等管理要領）</small></p>	<p>◇ 客室の延床面積は33㎡以上であること。  <small>（施行令1条3項1号）</small></p> <p>※ 農林漁業者が、農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は、この基準を適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。  <small>（施行令1条3項2号）</small></p> <p>[階層式寝台の要件] <small>（条例2条3項3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 寝台は2段とし、各段とも幅0.9m以上、長さ1.8m以上であること。  <small>（幅1.0m、長さ2.1m以上が望ましい。（衛生等管理要領））</small></p> <p><input type="checkbox"/> 上段寝台には、堅牢なはしごその他の昇降設備を設けること。</p> <p><input type="checkbox"/> 1客室の床面積は、4.5㎡以上であること。  <small>（条例2条3項1号）</small></p> <p><small>（7㎡以上が望ましい。（衛生等管理要領））</small></p> <p><input type="checkbox"/> 階層式寝台を有しない床面積10㎡未満の客室の延床面積は、総客室床面積の2分の1以下であること。  <small>（条例2条3項2号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。  <small>（条例6条3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。  <small>（衛生等管理要領）</small></p>	<p><input type="checkbox"/> 1客室の床面積は、4.5㎡以上であること。  <small>（条例2条4項）</small></p> <p><small>（9㎡以上が望ましい。（衛生等管理要領））</small></p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。  <small>（条例6条3号）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。  <small>（衛生等管理要領）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 客室数は3室以上であること。  <small>（衛生等管理要領）</small></p> <p><input type="checkbox"/> 出入口及び窓は施錠であるものであること。  <small>（衛生等管理要領）</small></p>

<p>玄関帳場</p>	<p>◇ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 (施行令1条1項4号)</p> <p>[玄関帳場の面積は3.3㎡以上で宿泊者その他利用者が必ず通る場所に設けること。やむをえず受付窓口を設ける場合、窓口の大きさは60cm×60cm以上とし、外側には宿泊事務(宿泊者名簿の記載、料金の受渡し及びかぎの授受)のための適当な広さのカウンターを設けること。(許可等事務処理要領)]</p>	<p>◇ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 (施行令1条2項4号)</p> <p>[面積は3.3㎡以上で宿泊者その他利用者が必ず通る場所に設けること。やむをえず受付窓口を設ける場合、窓口の大きさは60cm×60cm以上とし、外側には宿泊事務(宿泊者名簿の記載、料金の受渡し及びかぎの授受)のための適当な広さのカウンターを設けること。(許可等事務処理要領)]</p>	<p>[適用なし]</p> <p>(適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント類を設けることが望ましい。(衛生等管理要領))</p>	<p>[適用なし]</p> <p>(適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント類を設けることが望ましい。(衛生等管理要領))</p>
<p>洋式玄関食堂</p>	<p>□ 適当な広さの玄関広間(※1)及び洋式食堂を有すること。(条例2条1項4号)</p>	<p>[適用なし]</p> <p>ロビーを設ける場合は、※1参照</p>	<p>[適用なし]</p>	<p>[適用なし]</p>
<p>入浴設備</p>	<p>△ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。 (施行令1条1項6号)</p> <p>[共同の入浴設備(※2)の構造基準](条例2条1項3号)</p> <p>□ 脱衣室が付設されていること。 □ 浴室の内部が、外部から見通せないように設備されていること。</p> <p>[共同の入浴設備の措置基準](次欄記載のとおり。)</p>	<p>△ 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 (施行令1条2項6号)</p> <p>[共同の入浴設備(※2)の構造基準](条例2条2項2号)</p> <p>□ 脱衣室が付設されていること。 □ 浴室の内部が、外部から見通せないように設備されていること。</p> <p>[共同の入浴設備の措置基準](次欄記載のとおり。)</p>	<p>△ 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 (施行令1条3項4号)</p> <p>[共同の入浴設備(※2)の構造基準](条例2条3項4号)</p> <p>□ 脱衣室が付設されていること。 □ 浴室の内部が、外部から見通せないように設備されていること。</p> <p>[共同の入浴設備の措置基準](次表記載のとおり。)</p>	<p>□ 旅館営業に準じる (施行令1条4項2号)</p> <p>[共同の入浴設備の構造基準]</p> <p>□ 旅館営業に準じる (条例2条4項)</p>

	<input type="checkbox"/> ろ過器を設置する場合、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。（条例第6条5号イ） <input type="checkbox"/> ろ過器の前に集毛器を置くこと。（条例第6条5号イ） <input type="checkbox"/> 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。（条例第6条5号ロ） <input type="checkbox"/> 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。（条例第6条5号ハ） <input type="checkbox"/> 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。（旅館業における衛生等管理要領） <input type="checkbox"/> 循環ろ過湯水の補給口は底部に近い部分とし、誤飲又はエアロゾルの発生が防止できること。（旅館業における衛生等管理要領） 注 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。（条例第6条5号リ） <input type="checkbox"/> 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。（旅館業における衛生等管理要領） 注1 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。（条例第6条5号ニ） 注2 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。（条例第6条5号ヒ） 注3 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。（条例第6条5号ヘ） <input type="checkbox"/> オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、内部清掃が容易な位置・構造であって、回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は、この限りでない。（旅館業における衛生等管理要領） 注 オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。（条例第6条5号コ） <input type="checkbox"/> 原湯を貯留する貯湯槽の温度を、湯の補給口、底部等に至るまで60℃に保ち、かつ、最大使用時においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難しい場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。（旅館業における衛生等管理要領）			
洗面設備	<input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たせる、 <u>適当な規模の洗面設備(※3)</u> を有すること。 （施行令1条1項7号）	<input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たせる、 <u>適当な規模の洗面設備(※3)</u> を有すること。 （施行令1条2項7号）	<input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たせる、 <u>適当な規模の洗面設備(※3)</u> を有すること。 （施行令1条3項5号）	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる （施行令1条4項3号）
寝具収納	<input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が、 <u>適当な場所に設け</u> てあること。 （条例2条1項2号） 〔和室には、各客室ごとに定員数等に応じた押入れを設けること。（布団がダブル規格のものは幅1.35m以上奥行0.9m以上の押入れとする。また洋室には各客室ごとに設ける必要はないが、準じて寝具を収納でき、かつ各客室へ容易に持ち運びができる場所にリネン室を設けること。（許可等事務処理要領）〕	<input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が、 <u>適当な場所に設け</u> てあること。 （条例2条2項2号） 〔和室には、各客室ごとに定員数等に応じた押入れを設けること。（布団がダブル規格のものは幅1.35m以上奥行0.9m以上の押入れとする。また洋室には各客室ごとに設ける必要はないが、準じて寝具を収納でき、かつ各客室へ容易に持ち運びができる場所にリネン室を設けること。（許可等事務処理要領）〕	<input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が、 <u>適当な場所に設け</u> てあること。 （条例2条3項4号） 〔和室には、各客室ごとに定員数等に応じた押入れを設けること。（布団がダブル規格のものは幅1.35m以上奥行0.9m以上の押入れとする。また洋室には各客室ごとに設ける必要はないが、準じて寝具を収納でき、かつ各客室へ容易に持ち運びができる場所にリネン室を設けること。（許可等事務処理要領）〕	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる （条例2条4項）
設備暖房	△ 施設の規模に応じた <u>適当な暖房設備</u> があること。 （施行令1条1項8号）	[適用なし]	[適用なし]	[適用なし]

便所	<input type="checkbox"/> 便所は、水洗式かつ座便式であり、共用のものにあつては、男女用別の区分があること。(施行令1条1項9号) <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。(条例6条6号) 参照：便所の構造設備(※4)	<input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。(施行令1条2項8号) <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。(条例6条6号) 参照：便所の構造設備(※4)	<input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。(施行令1条3項6号) <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。(条例6条6号) 参照：便所の構造設備(※4)	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる(施行令1条4項4号)(条例6条6号)
換気採光照明等	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(施行令1条1項5号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。(条例6条1号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例6条2号)	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(施行令1条2項5号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。(条例6条1号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例6条2号)	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(施行令1条3項3号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。(条例6条1号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例6条2号)	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる(施行令1条4項1号)(条例6条1号)(条例6条2号)
調理場	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及び昆虫等の防除の設備を施すこと。(条例6条4号)	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及び衛生害虫等の防除の設備を施すこと。(条例4条2項4号)	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及び昆虫等の防除の設備を施すこと。(条例6条4号)	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる(条例6条4号)
遮蔽	<input type="checkbox"/> 法第3条第3項各号の施設(学校等)の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、施設から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部が見通せないようにすること。(施行令1条1項10号)	<input type="checkbox"/> 法第3条第3項各号の施設(学校等)の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、施設から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部が見通せないようにすること。(施行令1条2項9号)	[適用なし]  (旅館営業に準じて設けることが望ましい。)	[適用なし]  (旅館営業に準じて設けることが望ましい。)
設置場所	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、自動福祉施設、図書館、公民館等]の敷地(用途決定した土地を含む)の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。(法3条3項3号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、自動福祉施設、図書館、公民館等]の敷地(用途決定した土地を含む)の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。(法3条3項3号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、自動福祉施設、図書館、公民館等]の敷地(用途決定した土地を含む)の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。(法3条3項3号)	<input type="checkbox"/> 旅館営業に準じる(法3条3項3号)
外観等	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物及び外観等は、周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(許可等事務取扱要領・衛生等管理要領)	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物及び外観等は、周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(許可等事務取扱要領・衛生等管理要領)	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物及び外観等は、周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(許可等事務取扱要領・衛生等管理要領)	<input type="checkbox"/> 旅館営業に同じ

給水設備	<input type="checkbox"/> 水道水その他飲用に適する水を衛生的で十分供給できる設備を設けること。 <small>(衛生等管理要領)</small> <input type="checkbox"/> 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。 <small>(衛生等管理要領)</small>	<input type="checkbox"/> 水道水その他飲用に適する水を衛生的で十分供給できる設備を設けること。 <small>(衛生等管理要領)</small> <input type="checkbox"/> 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。 <small>(衛生等管理要領)</small>	<input type="checkbox"/> 水道水その他飲用に適する水を衛生的で十分供給できる設備を設けること。 <small>(衛生等管理要領)</small> <input type="checkbox"/> 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。 <small>(衛生等管理要領)</small>	
特例	<p>[特例の対象となる施設(省令5条1項各号)]</p> <p>① 季節的営業の施設  <small>: キャンプ場, スキー場, 海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設</small>  <small>(衛生等管理要領では, プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障のないよう容易に管理できる構造設備の施設としている。)</small></p> <p>② 交通が著しく不便で, 利用度が低いもの  <small>(衛生等管理要領では例として山小屋等を挙げている。)</small></p> <p>③ 一時的営業の施設  <small>: 体育会, 博覧会のために一時的に営業する施設</small>  <small>(衛生等管理要領では, プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障のないよう容易に管理できる構造設備の施設としている。)</small></p> <p>以上の施設については,</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「◇」マークの基準は, 適用しない。(施行規則5条2項)</li> <li>○ 「△」マークの基準については, 季節的・地理的状況等によってこの基準による必要がない(又はこの基準によることができない)場合であって, かつ, 公衆衛生の維持に支障がない場合は適用しないことがある。(施行規則第5条3項)</li> <li>○ 条例第2条の構造設備基準については, 季節的・地理的状況等により当該基準により難しい場合で, 公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合, 同条の基準によらないことができる。(条例3条)</li> </ul>			[適用なし]
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風俗関連営業又はそのおそれがあるとみなされる施設については, 玄関帳場, 管理棟, 客室の構造設備等について遵守事項が示されているので事前に相談確認を行ってください。  <small>(旅館業営業許可等事務処理要領(昭和60年8月26日改正施行))</small></li> <li>○ 宿泊者定員の算定(旅館業における衛生管理要領) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋室 概ね4.5m<sup>2</sup>以上につき1人 (6.5m<sup>2</sup>以上につき1人とすることが望ましい。)</li> <li>・ 和室 概ね3.3m<sup>2</sup>以上につき1人 (5m<sup>2</sup>以上につき1人とすることが望ましい。)</li> <li>・ 簡易宿所営業 寝台のない場合 2.5m<sup>2</sup>以上につき1人 (3.3m<sup>2</sup>以上につき1人が望ましい。)  寝台がある場合 3.0m<sup>2</sup>以上につき1人, 階層式寝台がある場合 概ね4.5m<sup>2</sup>以上につき1人(寝台二層で1人)</li> <li>・ 下宿営業 前記洋室及び和室の規定を準用する。</li> </ul> </li> </ul>			

参照

※1 「ロビーの面積」：旅館業における衛生等管理要領(以下、「要領」という。)中 「II 施設設備」 第1 12

※2 「共同浴室の浴槽内面積, 洗い場面積, 給水(湯)栓数等」：要領中 「II 施設設備」 第1 15

※3 「洗面所」：要領中 「II 施設設備」 第1 19

※4 「便所」：要領中 「II 施設設備」 第1 20

## ○ 営業施設について講じるべき措置の基準（法4条2項、条例6条）

- 1 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。
- 2 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の装置を施すこと。
- 3 客室には、外気に面して窓を設けること。
- 4 調理場は、換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。
- 5 共同の入浴設備について、次に掲げる事項を施すこと。
  - イ ろ過器を設置する場合は、ろ過器は、十分なろ過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。
  - ロ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
  - ハ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造とすること。
  - ニ 脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。
  - ホ 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
  - ヘ 浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。
  - ト 入浴者に利用させるくし、かみそり等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。
  - チ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

### ※ 規則で定める基準

対 象	項 目	基 準
原湯、原水、上り用湯、上り用水	大腸菌群	不検出（50ミリリットル中）
浴槽水	大腸菌群	1ミリリットル中に一個以下
原湯、原水、上り用湯、上り用水、浴槽水	レジオネラ属菌	不検出（100ミリリットル中に10CFU未満）

- リ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- ヌ ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
- ル 浴槽水の消毒に当っては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中0.2ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

(注) 塩素系薬剤とは、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）、塩素化イソシアヌル酸をいい、二酸化塩素は該当しない。また、ただし書中の塩素系薬剤と同等以上の方法として認められた方法は現在ない。

- フ 循環配管を設置している場合において、ルの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。
  - ワ 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
  - カ オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
  - ヨ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。
  - タ 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。
  - レ シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
  - ソ ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。
  - ヅ 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい所に掲示すること。
  - ネ 浴槽水を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。
  - ナ 入浴設備及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
  - ラ 営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。
- 6 便所には、換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。
- 7 その他、知事が必要と認める措置を講じること。

#### ※ 注意事項

設計に当たっては、旅館業法令に定める「構造設備の基準」のほか、旅館業法施行条例（昭和23年11月24日条例第104号（平成15年4月1日改正施行））で定める第2条「構造設備の基準」、第6条「措置の基準」の他、「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、平成15年2月14日一部改正）及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知〔循環式浴槽の場合に限る。〕）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「旅館業における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質管理が十分行えるよう所要の設備を設けること。